

〈1〉経済安全保障と金融犯罪・マネロン対策等の交錯

KPMG／あずさ監査法人 尾崎 寛

はじめに

コロナ禍¹の最中であった2020年12月22日、自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部は、コロナ禍でサプライチェーンをはじめとする様々な脆弱性が明らかになったことや、先鋭化する米中対立や英国のEU離脱など、当時の国際情勢の不確実性が高まっていたことを受け、「提言『経済安全保障戦略』の策定に向けて」²を公表した。この提言は、日本には、コロナ後の新しい国際秩序を見据えた、経済安全保障を含む新たな国家戦略が必要であるとして、わが国における経済安全保障戦略の策定が必要との観点から、政府の体制・機能や国際的な対応の強化も含めた、国家としての包括的な戦略的取組を政府に求める内容となっている。そして、その冒頭で、経済力は国力の根幹であり、国家間関係の基盤であること、いかなる国家も常に経済面での優位性を追求してきたこと、そして、経済分野は常に国家間の対峙の最前線であったとの認識の下、国際関係

が安定している状況においては意識されにくい、国際社会が大きな変動を迎え、既存の秩序が揺らぎを見せ始めると、にわかに注目を集めることになり、今そのような時代を迎えていると述べている。かつては、国家間対立はあっても、自由貿易はそれらの国家に恩恵をもたらすため、経済的な相互依存は続くという考え方もなりたっていたが、積極的に経済を「武器化」し、輸出規制や関税障壁を設けることで経済的な威圧を行う国が現れたことで、アダム・スミスやデヴィッド・リカードらによって唱えられた自由貿易を尊重する時代は、再び、終焉を迎えたのである。現在は、米国トランプ政権による関税の引き上げを梃子とした二国間交渉に象徴されるように、政治と経済が融合し、政治的な目的のために経済が武器として使われる時代となり、他国からの経済的威圧をいかに回避するか、という経済における「戦略的自立性」と「戦略的不可欠性」がより大きな戦略的問題となっている。すなわち、経済安全保障とは、「国益を経済面から確保すること」であり、「わ

¹ 2019年11月22日に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎が初めて確認され、その特徴はこれまでの重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)等と同様とされていたが、過去にない潜伏性の高さから、人類の経済活動を利用して急速に感染を拡大し、2020年1月30日に世界保健機関(WHO)は6回目となる「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言した。2月28日にはこの疾患が世界規模で流行する危険性について最高レベルの「非常に高い」と評価し、3月11日、テドロス・アダノム WHO 事務局長はパンデミック(世界的流行)相当との認識を表明した。2020年4月7日、日本では史上初めて緊急事態宣言が発出される事態となった。その後緊急事態宣言の一部解除を5月14日と5月21日に行い、5月25日に全面解除された。発生から約3年後の2023年5月8日、新型コロナウイルスの感染法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げた。

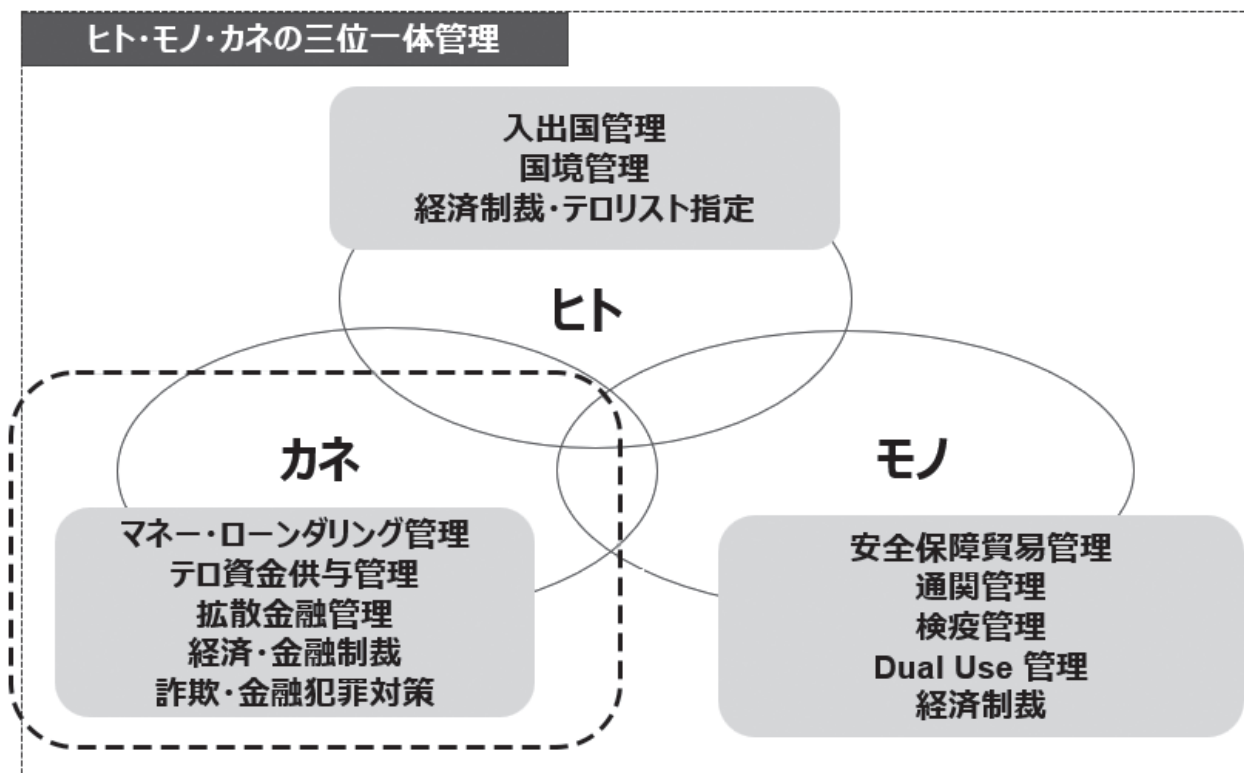
² 自由民主党ホームページ https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/201021_1.pdf

が国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」であり、経済安全保障戦略は、これを実現するための戦略である。そして、経済安全保障には守りと攻めの二つの側面がある。守りは、電気、通信、金融決済、物流などの基幹インフラ業種と重要物資などの特定と、その事業者が直面するリスクの特定と評価、そして、リスクと脆弱性の低減であり、これが戦略的自律性の確保である。攻めは、世界が日本なしでは立ち行かないという強みをどう持つかということであり、日本の存在が日本以外の国にとって不可欠なものを確立してゆくための戦略的不可欠性である。

国民が互いに寄せる信頼は、様々な社会・経済活動を円滑に行うに当たり不可欠のものであり、安全・安心な社会を支える基盤であるものの、昨今、人の信頼を逆手に取り、これをだまして財産を奪い取る卑劣な詐欺が激増している。2024 年中の詐欺被害額は約 1,990 億円に上るなど、我が国の信頼を基礎と

する基盤が揺らぎつつある。こうした金融犯罪の被害を防止し、国民の金融サービスに対する信頼を維持するため、日本政府は、「国民を詐欺から守るための総合対策」（2024 年 6 月公表）における施策をはじめとして、国民が金融犯罪の被害に遭わないような環境の整備を関係省庁間で連携し着実に進めるとしている。また、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）及びテロ資金供与（マネロン等）の情勢は刻々と変化しており、国際的に求められる対策も絶え間なく変化している。こうした変化や国際的な要請に対応し、マネロン等対策を強化していく上では、我が国におけるリスクを関係者が十分理解し、リスクに応じたメリハリのある対策を講じていくことが重要である。本稿においては、国家安全保障、経済安全保障と金融犯罪対策、マネロン対策等の交錯点を俯瞰しようとする試みである。なお、本稿は執筆者の個人的見解であり、執筆者が所属する組織の見解ではない。

【図表 1】本稿のテーマ（点線部分）



（執筆者作成）

第一章 経済安全保障

第一款 国家安全保障戦略の位置づけと趣旨

政府は、2022年12月16日、国家安全保障会議及び閣議において国家安全保障に関する基本方針である「国家安全保障戦略」等³を決定した。同戦略は、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にあるとしたうえで、同戦略を我が国の安全保障に関する最上位の政策文書と位置づけ、国家安全保障戦略外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものであると位置づけている。本戦略は、まず、国家の安全保障戦略を定める際の原点となるべき「我が国の国益」を示し、その国益を踏まえ、我が国の戦後の安全保障の歴史と経験、国民の選択の中から培われてきた我が国の安全

保障に関する基本的な原則を示して、我が国が達成すべき我が国の安全保障上の目標を設定し、この目標を我が国が総合的な国力を用いて達成するための手段と方法、すなわち、戦略的なアプローチを明らかにしている。

第二款 我が国の国益

国家安全保障戦略は、我が国の国益を以下の通り（【図表2】）とし、その中には、国民の財産の安全と経済成長を通じた国民のさらなる繁栄の追及や、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化することが国益として掲げられている。すなわち、国家安全保障の対象は、経済、技術等、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっている点に着目すべきである。

【図表2】我が国の国益

- 1 我が国の主権と独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保する。そして、我が国の豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする。また、我が国と国民は、世界で尊敬され、好意的に受け入れられる国家・国民であり続ける。
- 2 経済成長を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現する。そのことにより、我が国の平和と安全をより強固なものとする。そして、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現する。
- 3 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を維持・擁護する。特に、我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる。

（下線は筆者）

第三款 経済安全保障

このように国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大している。このような状況下においては、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要である。この観点から、政府は、2021年11月、第1回経済安全保障推進会議を開催し、法制化の検討を開始し、同月から2022年2月にかけて、経済安全保障法制に関する有識者会

議を開催、有識者会議より経済安全保障法制に関する提言が提出された。これを踏まえ、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を第208回国会に提出し、この法律は2022年5月11日に成立、同月18日に公布された。2022年9月には、全体の基本方針と(1)重要物資の安定的な供給の確保、(3)先端的重要技術の開発支援の両制度に関する基本指針を閣議決定し、それぞれ特定重要物資の指定や、研究開発ビジョ

³ 内閣官房「国家安全保障戦略について」<https://www.cas.go.jp/siryou/221216anzenhoshou.html>